

# 首都大学軟式野球連盟大会規則違反罰則規定

## 第1条（根拠）

大会規定第7章の定めるところにより、本規定を設ける。

## 第2条（目的）

本規定は、本規定が存在するからという理由でルールを守るのではなく、構成員自らの意識により規範となるものが維持され、連盟活動が充実することを目的とする。

## 第3条（措置）

違反行為に対する措置は、別紙「首都大学軟式野球連盟 大会規則違反行為に対する措置について」の通りとする。

## 第4条（不定額の罰金）

不定額罰金の確定額は、連盟委員会で十分な審議を行ったうえ、決定する。

## 第5条（不服の申し立て）

処分に不服のある時は、措置決定より1時間以内に理事を通じて理事長に提訴することができる。

## 第6条（時効）

理事会又は連盟委員会で審議中のものおよび期限を定められていない場合を除き、違反のあったシーズンの納会又は閉会式を以て時効とする。

## 第7条（事例集の作成および公開の義務）

連盟委員会は、違反行為の再発防止に努めるとともに、同様の違反行為が発生した場合の対応の参考とするため、大会規則違反事例集を作成し連盟構成員に対し公開する。

## 附 則

この規定は、平成5年5月17日から施行する。

施行	平成5年5月17日
第1回改正	平成22年3月14日
第2回改正	平成29年2月1日